

九州大学奨学資金運用規則

平成16年度九大規則第103号
施行：平成16年 4月 1日
最終改正：平成30年 8月 3日
(平成30年度九大規則第21号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学において受け入れる奨学寄附金のうち、学生に対する学資又は研究費の援助を目的とするもの（以下「奨学資金」という。）の適正な運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部局 各学府、各学部をいう。
- (2) 部局長 前号に掲げる部局の長をいう。

(奨学資金の名称)

第3条 奨学資金には、寄附者名または寄附団体名等を冠した名称を付することができる。

(奨学資金の運用)

第4条 奨学資金の運用（経理に関するものを除く。以下同じ。）は、一部局の学生を対象とするものについては当該部局長が、複数の部局の学生を対象とするものについては総長が行うものとする。

(運用状況の報告)

第5条 部局長は、奨学資金の運用状況について、年1回以上総長に報告しなければならない。

(細則)

第6条 この規則に定めるもののほか、奨学資金の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第60号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規則第21号）

この規則は、平成30年8月3日から施行する。